

経済法 第 14 回 06/01

担当 中川晶比兒

I 問題解消措置

【問題解消措置の意義等】

[1] 「問題解消措置〔企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、届出会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消できるような措置をいう…〕」¹

[2] 「問題解消措置は、…当事会社グループが価格等のある程度自由に左右することができないように、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本となる。」²

※ 競争の実質的制限が起こるシナリオに応じて、それにふさわしい問題解消措置が決まる。

※ 企業結合後の価格設定に関する約束は、それによって競争的価格が設定されない限り、有効な問題解消措置とは考えられていない。

[3] 問題解消措置の手続

「問題解消措置は、…届出事業者から提案され、それを公取委が適当と判断した場合、届出書または届出変更報告書等に記載され³、この措置が実施されれば公取委は法違反としない、という運用がなされている。」「問題解消措置に関する計画のうち重要な事項が行われることとされている期限までに行われなかった場合、…には、排除措置命令発出のための事前通知をすることができる。」⁴

【水平型企业結合の問題解消措置】

[1] 事業譲渡等

[1-1] 問題解消措置の内容

①「当事会社グループの事業部門の全部又は一部の譲渡」⁵

②「当事会社グループと結合関係にある会社の結合関係の解消（議決権保有の取止め又は議決権保有比率の引下げ、役員兼任の取止め等）、第三者との業務提携の解消」⁶

[1-2] 「新規の独立した競争者を創出し、あるいは、既存の競争者が有効な牽制力を有することとなるよう強化する措置」⁷と説明される。「『事業譲渡』は、以下のような特徴を有する…。①一回きりの行為で完結する ②当事会社グループの事業能力（供給能力）を切り出し、当該能力を第三者に付け替える ③②により、新規の独立した競争者を創出する（又は、既存の競争者を強化する）効果を有する（その結果、市場構造は企業結合前後で実質的に変化しないケースも多い）…。」⁸「基本的に、結合関係により非競争的に変化することとなる市場構造について、元の市場構造と実質的に同等の市場構造に維持する措置である。」⁹

¹ 「企業結合審査の手続に関する対応方針」4（平成 23 年 6 月 14 日）

² 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 6 の 1

³ 問題解消措置を届出書に追記する「変更報告書」が届出書の「再提出」も一般的のようである。

⁴ 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説〔第 5 版〕』86 頁（有斐閣、2015 年）。独禁法第 10 条第 9 項第 1 号が根拠規定。

⁵ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 6 の 2(1)。一部の工場や店舗の譲渡は、「事業部門の…一部の譲渡」に当たる。田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』221 頁（商事法務、2014 年）

⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 6 の 2(1)

⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 6 の 2(1)

⁸ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』217 頁（商事法務、2014 年）

⁹ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』234 頁（商事法務、2014 年）

※ 単独行動による競争の実質的制限を解消する措置としても、協調的行動による競争の実質的制限を解消する措置としても有効たりうる。

[1-3] 「問題解消措置として事業部門の譲渡を行う場合、当該事業部門の譲渡の有効性は、譲渡先等により異なるため、公正取引委員会が、…問題解消措置として有効であると判断するためには、譲渡先等が誰であるかという情報も重要となる。」¹⁰

[2] 事業譲渡等が困難な場合の代替的な措置

[2-1] コストベース引取権の設定

①「需要が減少傾向にあるなどのために、当事会社グループの事業部門…の全部又は一部の譲受先が容易に出現する状況になく、商品が成熟しており、研究開発、需要者の要求に応じた商品の改良などのサービス等が競争上あまり重要でないなど特段の事情が認められる場合には、競争者に対して当該商品の生産費用に相当する価格での引取権を設定する(長期的供給契約を締結する)ことを問題解消措置とすることが有効であると判断されるときもある。」¹¹

②「引取権の量や引取権の設定先事業者が適切に選定されれば、ある程度高い確率で新規の競争者を創出する(又は、既存の競争者を強化する)ことができる…。もっとも、当事会社と引取権設定先事業者の商品の種類やコスト条件が揃う等のため、当該事業者の牽制力は、事業譲渡…と比較して限定的なものにとどまる可能性が高い点に注意が必要である。また、…この措置では、当事会社間で行われていた技術革新競争等は回復しないという点にも注意が必要である。」「なお、コストベース引取権の設定のように、企業結合後も当事会社が一定の行動を採り続ける必要がある措置の場合には、履行状況の監視のために、公正取引委員会に対する履行状況の報告義務が課されることが通常である。」¹²

※ 引取権の設定は、長期供給を受ける競争者が競争的行動を採るインセンティブに影響がない限りで、当事会社グループが減産できないようにする措置と考えられる。

[2-2] 輸入・参入の促進措置等

「需要が減少傾向にある等のために、当事会社グループの事業部門の全部又は一部の譲受先が容易に出現する状況にないなどの理由から、事業譲渡等を問題解消措置として講じることができないと認められる場合には、例外的に輸入・参入を促進すること等によって、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができる」と判断される場合がある。」「例えば、輸入に必要な貯蔵設備や物流サービス部門等を当事会社グループが有している場合、それらを輸入業者等が利用することができるようにし、輸入を促進することにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができる」と判断される場合がある。」¹³

[2-3] 事業譲渡等に代替する措置は、「当該行動の履行を監視するコストがかかるとともに、履行状況を完全に監視することが必ずしも容易ではないという点で、事情譲渡…よりも望ましくない措置である。」¹⁴

¹⁰ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』212頁(商事法務、2014年)

¹¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第6の2(1)

¹² 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』224、226頁(商事法務、2014年)

¹³ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第6の2(2)ア。また、当事会社が保有する知的財産権を外国企業や新規参入者に対して適切な条件でライセンスすることも、輸入圧力・参入圧力・隣接市場からの競争圧力を高める措置として想定されている。

¹⁴ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』224頁(商事法務、2014年)

[3] 協調的行動による競争の実質的制限を解消する情報遮断措置

「例えば、商品の生産は共同出資会社において行うが、販売は出資会社がそれぞれ行うこととしている企業結合の場合、出資会社相互間及び出資会社と共同出資会社間において当該商品の販売に関する情報の交換を遮断すること…など独立性を確保する措置を講じることにより、企業結合によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるという問題を解消することができる」と判断される場合がある。¹⁵

※ 競争者間の株式取得など、秘密情報（販売価格や生産数量など競争上重要な秘密情報）へのアクセスによって協調的行動による競争の実質的制限が可能になる場合に限られる。「共同出資会社の運営を通じ出資会社相互間に協調関係が生じることのないよう措置が講じられているときであっても、生産費用が共通となることから価格競争の余地が減少し、他の出資会社を含め競争者と協調的な行動をとる誘因が生じる」¹⁶場合には、事業譲渡等による対処が必要。

【垂直型企業結合の問題解消措置】

[1] 差別的取扱いの禁止

「事業を行うために不可欠な設備の利用等について、結合関係にない事業者を差別的に取り扱うことを禁止することにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じることを防止することができる」と判断される場合がある。¹⁷

「垂直型企業結合や混合型企業結合を行い、当該企業結合により新たに結合関係が生じた事業者のみを優遇するインセンティブが生じることがある。このような場合に、不可欠設備の利用等に当たり、結合関係にない事業者を差別的に取り扱うことを禁止することにより、不可欠設備等を利用等して商品・サービスを提供する市場における市場構造を競争的に維持することが可能となる。」

¹⁵ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 6 の 2(2)イ

¹⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 4 の 3(1)エ

¹⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 6 の 2(2)イ